

岩手県告示第23号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

平成30年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人成年後見センターもりおか
- 2 代表者の氏名 石橋乙秀
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市菜園一丁目4番10号
- 4 認定の有効期間 平成29年12月25日から平成34年12月24日まで